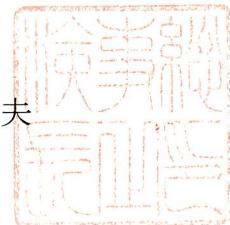


最高検企第618号
令和4年12月2日

山 中 理 司 殿

検事総長 甲斐 行夫



裁決書謄本の送付について

令和3年11月1日になされた審査請求について、裁決を行ったので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）51条2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

裁 決 書

審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル3階 林弘法律事務所
氏 名 山中 理司

上記審査請求人から令和3年11月1日になされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）9条の規定に基づく行政文書不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文
本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和3年9月6日、大阪地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）に対し、行政文書開示請求書を提出した。
- 2 処分庁は、同月7日付けで受理した審査請求人の行政文書開示請求に対し、同年10月29日、本件開示請求に係る行政文書は存在しているか否かを答えるだけで、大阪地方検察庁の検察官が行う特定の場面における訴訟行為に関する情報を公にすることとなり、これは法5条4号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、存否応答拒否とする行政文書不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、「行政文書不開示決定通知書」を審査請求人宛て郵送した。
- 3 審査請求人は、同年11月1日、検事総長に対し、原処分について審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年10月29日付け大阪地検（企）第79号により「処分庁」が行った「原処分」を取り消すとの決定を求め

る。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

弁護人請求予定証拠に対する同意・不同意の方針は犯罪の捜査とは何ら関係がないと思われる。

また、検察官の証拠意見の表明は公開の法廷でなされるものである（刑事訴訟規則190条2項参照）から、その内容は傍聴人も当然に知ることができるものであるところ、そのことによって公訴の維持に何らかの悪影響が生じたことはないと思われる。

そのため、本件対象文書の存否自体が不開示情報であるとはいえない。

(2) 意見書

検察の精神及び基本姿勢を10か条にわたって具体的に記載した「検察の理念」が検察庁HP等で公表されているにもかかわらず、特に弊害が発生しているわけではないことからしても、特定場面における検察官の公判活動の方針等の存否までが不開示情報であるとはいえない。

理 由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「大阪地検の検察官としては、弁護人請求予定証拠の中身が信用できない場合、同意した上で信用性を争うのではなく、まずは全部不同意の意見を述べることになっていることが分かる文書」を対象とした行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）を開示することとなるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下のとおり、理由を述べる。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、「大阪地検の検察官としては、弁護人請求予定証拠の中身が信用できない場合、同意した上で信用性を争うのではなく、まずは全部不同意の意見を述べることになっていることが分かる文書」の開示を求めるものであるから、その存否を答えることは、「大阪地方検察庁の検察官は、弁護人請求予定証拠の中身が信用できない場合、全部不同意の意見を述べることになっている事実の有無」（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

これを検討するに、本件存否情報が明らかになることで、特定場面における検察官の公判活動の方針が明らかになり、また、本来、公判活動は個々の事案や証拠構造により異なるものとなるのが当然であるにもかかわらず、今後、個別の事案において、検察官が特定場面において行った公判活動が、事前に把握した特定場面における検察官の公判活動方針と異なった場合に、これを事前に把握した公判活動の方針と齟齬するなどと指摘するなどして、個別事件における検察官の公判活動があたかも不相当地ある印象を与えるなど、検察官の公判活動を阻害するおそれや、当該事案の真の争点以外の点につき、議論が生じる等して公判の遅延も招きかねない。

そうすると、本件存否情報を開示した場合、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条4号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので妥当である。

また、情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、同様の判断が示されているところである。

よって、主文のとおり裁決する。

※1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、審査庁の所属する国を被告として（訴訟において審査庁の所属する国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴え提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和 4 年 1 月 2 日

検事総長 甲斐 行夫

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和4年12月2日

最高検察庁総務部企画調査課長 三 善 和 則

